

# 質 疑 応 答 書

事業名 閑散期におけるにぎわい創出事業実施業務

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
仕様書 4 実施概要 (1) プロジェクションマッピング ウ 会場  仕様書 7 投影・保守・運営・安全対策 (3) 運営	仕様書 4 (1)ウにおいて会場は広島城とされており、また仕様書 7 (3)において来場者の動線管理、安全確保、案内誘導、混雑緩和等を行うこととされています。本業務の実施に当たり、広島城内の一部に有料エリアを設けることは可能でしょうか。可能な場合、必要となる協議・許可事項をご教示ください。	本業務の実施に当たり、有料エリアを設定することはできません。
仕様書 4 実施概要 (1) プロジェクションマッピング エ 撮影場所等	仕様書 4 実施概要(1)プロジェクションマッピング エ 撮影場所等に記載の「撮影場所毎に異なる映像を投影すること」について、「異なる映像」と判断される範囲をご教示ください。 各投影場所における映像内容、構成、演出効果等について、どの程度の差異が必要となるか確認させていただきたいです。	「異なる映像を投影すること」とは、同一の映像を複数の場所で投影することを不可とする趣旨です。例えば、ストーリー性のある複数の動画を作成し、複数の投影場所で一連の物語を展開することは、差し支えありません。

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
仕様書 4 実施概要 (2)オープニングセレモニーおよび 6 資機材等の手配・設置・撤去 (3)イ(司会・進行役の手配)	オープニングセレモニーの実施形式(ご挨拶・テープカットの有無、立式・着席式の別など)について、現時点でご希望の様式やご要望がございましたらお教えいただけますでしょうか。	オープニングセレモニーの実施形式について、現時点では未定ですが、短時間で簡易なものを想定しています。
仕様書 6 資機材等の手配・設置・撤去 (1)の設置条件および 14 関係法令等への対応 (3) 広島市公園条例	天守を含む広島城内の屋内施設に、照明機材等を設置することは可能でしょうか。	天守を含む広島城内の屋内施設に照明機材等を設置することはできません。
仕様書 6 資機材等の手配・設置・撤去 (1)および「14 関係法令等への対応」 (3) (広島市公園条例)	現在建設中の三の丸歴史館への機材設置について、協議・許可を得ることは可能でしょうか。	イベント開催期間中は工事中であるため、機材の設置はできません。

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
仕様書 6 資機材等の手配・設置・撤去 (1)ア・イの設置条件および 14 関係法令等への対応」(1) (文化財保護法)	本丸下段・上段の芝生の上は、照明機材等を設置することは可能でしょうか。	照明機材等の設置は、可能です。
仕様書 6 資機材等の手配・設置・撤去 (1)イ 史跡への配慮および 14 関係法令等への対応 (1) 文化財保護法	二の丸内の「馬屋跡」「番所跡」の礎石およびその周囲のコンクリート舗装部分、本丸上段の「旧天守閣の礎石」およびその周辺の芝生の上は、照明機材等を設置または映像を投影し、来場者が立ち入り・通行することに問題はないでしょうか。	資機材等の設置については原則として不可です。ただし、設置物や方法によっては可能な場合もあるので、個別に協議の上、判断させていただきます。 なお、映像の投影や来場者の立ち入り・通行については差し支えありません。
仕様書 6 資機材等の手配・設置・撤去 (1)ウ (実施時間外の資機材の取扱い)および 7 投影・保守・運営・安全対策(4)	ベルトパーテーションやコーン等の安全用品(転落防止・進入防止)については、昼間のイベント非実施時間中も設置したままとしてよいでしょうか。それとも都度撤去が必要でしょうか。	基本的には都度撤去が必要であるため、毎日イベント開始前に設置し、イベント終了後に撤去していただく必要があります。

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
仕様書 8 広報 (1) 基本事項及び (4) SNS	仕様書 8 (1)及び 8 (4)において、SNS 等を活用した広報を行うこととされています。本業務の広報に当たり、広島市が管理する公式 SNS アカウントにおいて、本業務に関する投稿を行っていただくことは可能でしょうか。可能な場合、投稿内容、回数、時期、素材提供方法等の条件をご教示ください。	受託者には、独自の SNS による広報を実施していただきます。 なお、本市の公式 SNS アカウントにおいても広報を行う可能性があります。その場合は、受託者から素材等の提供を受けた上で、本市が投稿を行います。
仕様書 13 成果品(1)	「プロジェクションマッピングの投影映像」とは、上映用の映像データを指すのでしょうか。それとも、当日の投影・ライトアップの様子を収録した記録映像を指すのでしょうか。あるいは両者を含むものとして解釈すべきでしょうか。	「プロジェクションマッピングの投影映像」としては、上映用の映像データを提出いただくようお願いいたします。

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
仕様書 1.4 関係法令等への対応 (1) 文化財保護法及び (3) 広島市公園条例	仕様書 1.4 (1) 及び 1.4 (3) において、資機材及び設置場所等に関し、広島市市民局文化振興課文化財担当への現状変更許可申請及び公園管理者である広島城アソシエイツとの協議について記載があります。広島城の堀の外側を含めて本業務を実施する場合、当該エリアの利用に係る申請・協議先をご教示ください。	本業務で使用する資機材の設置場所等は、原則として、質疑応答書別紙の斜線の範囲です。当該エリアの利用に係る申請・協議先は、基本仕様書 1.4 (1) 及び 1.4 (3) に記載のとおりです。
仕様書 1.5 その他 (3)	仕様書 1.5 (3) に「本業務で使用する電力等は、原則として受託者が自ら発電機等により調達すること」とありますが、本業務の実施に必要な電力等に係る費用については、発注者、受託者のいずれの負担となりますでしょうか。	受注者の負担です。
—	本業務の実施に関連して、受託者側に収入が発生する場合の取扱いについてご教示ください。また、当該収入は概算事業費 48,000 千円の範囲外として取り扱うことは可能でしょうか。	本業務の実施に当たり、物販、飲食の提供等により、受託者が別途収入を得ることはできません。

基本仕様書等の項目	質 問	回 答
—	本業務の実施に関連して、会場内または会場周辺において飲食の提供を行うことは可能でしょうか。可能な場合、実施可能な範囲、必要となる申請・許可、関係機関との協議事項等についてご教示ください。	本業務の実施に当たり、受託者が有料で飲食の提供を行うことはできません。
—	本業務の実施に関連して、有料コンテンツ等を提供し、収入が発生する企画を実施することは可能でしょうか。可能な場合、当該収入を概算事業費 48,000 千円とは別に取り扱い、事業内容の充実に活用することは可能でしょうか。	本業務の実施に当たり、受託者は収入が発生する企画を実施することはできません。
—	企画提案において様式 5 の他にパワーポイント（様式任意）による様式 5 よりも過去実績写真や図を活用した補足資料としての「企画提案書」の提出は可能でしょうか？	企画提案書のうち、様式 5 については、任意様式（パワーポイント等）による提出も可とします。ただし、審査を効率的に行う観点から、任意様式を用いる場合も、様式 5 の回答項目の順番どおりに全ての項目に回答することとし、回答項目ごとに必ず見出しを記載してください。また、様式 5 の P. 11 に記載された注意事項を遵守してください。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。